

第1 審査会の結論

令和5年4月10日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年5月1日付けで行った公文書開示決定（以下「本件処分」という。）に係る開示方法は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は実施機関に対し、以下の内容について本件開示請求を行った。

- ・ A4コピー用紙の購入数量・金額が分かる文書（令和4年度）
- ・ CD-Rの購入数量・金額が分かる文書（令和4年度）
- ・ DVD-Rの購入数量・金額が分かる文書（令和4年度）
- ・ SDメモリーカードの購入数量・金額が分かる文書（令和4年度）

希望開示実施方法：延岡地区県政相談室（宮崎県延岡総合庁舎）で閲覧

2 公文書開示請求書の補正要求

実施機関は審査請求人に対し、本件開示請求について、本件対象公文書の関係所属が広範囲にわたること及び開示の実施について、本庁各課が保有する公文書にあっては総合窓口、出先機関が保有する公文書にあっては当該出先機関の窓口及び請求者が総合窓口での開示を希望する場合には総合窓口で開示を行うこととしているとして、公文書の特定に必要な事項及び開示実施方法の補正を求め、令和5年4月20日付けで公文書開示請求書補正要求書を送付した。

3 公文書開示請求書の補正

審査請求人は実施機関に対し、第2の2の補正要求を受けて、令和5年4月25日付けで公文書開示請求書補正書を提出し、本件対象公文書を総務部総務課内の公文書とした一方、開示実施方法については補正を行わなかった。

4 実施機関の決定

実施機関は審査請求人に対し、本件開示請求について以下のとおり本件処分等を行い、公文書開示決定通知書等により通知した。

なお、本件処分の開示方法は宮崎県庁本館1階県民情報センターでの閲覧とし、本件処分の通知書の備考欄に記載した。

(1) 本件処分

- ・ A4コピー用紙
- ・ CD

に関する物品購入要求書、支出負担行為兼支出命令書

(2) 令和5年5月1日付け公文書不開示決定

- ・ DVD、SDメモリーカードの購入数量、金額がわかる文書

5 審査請求

審査請求人は本件処分の通知書の備考欄に記載された、本件処分の開示方法を不服として、令和5年6月14日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は以下のとおりである。

- (1) 決定を取り消すこと
- (2) 閲覧場所を宮崎県延岡庁舎内とすること
- (3) 通知文書等の送付を遅延させて知る権利の行使の妨害を繰り返さないこと

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する本件審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書の開示場所を、審査請求人が希望した宮崎県延岡総合庁舎ではなく、宮崎市に所在する宮崎県県民情報センターへ実施機関が変更したことは、開示請求者の選択の自由を制限し、過大な負担を強いることにより、表現の自由・知る権利の行使を妨害するものである。
- (2) 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）には、宮崎県の出先機関・分庁舎での閲覧は禁じられていない。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張する内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 閲覧場所については、条例に基づいて知事が保有する公文書の開示等に関する事務の取扱いについて定めている宮崎県公文書開示事務取扱要綱（平成元年総務課定め。以下「要綱」という。）第2の1(1)において、県庁本館1階県民情報センターが総合窓口であること及び要綱第5の4(1)のイで本庁各課が保有する公文書の開示は総合窓口において行うことと定められている。

本件対象公文書は審査請求人の補正により、本庁に属している総務課保有の公文書に特定されたため、総合窓口である県庁本館1階県民情報センターでの開示とし、本件処分の公文書開示決定通知書の備考欄において審査請求人に示した。

第5 審査の経過

当審査会は本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年12月18日	諮問を受けた。
令和6年 4月22日	諮問の審議を行った。
令和6年10月15日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

審査請求書によれば、審査請求人は本件処分に伴う本件対象公文書の開示方法について、当審査会に判断を求めていることが読み取れる。

条例第17条第1項及び第19条によれば、当審査会の役割は公文書の全部又は一部を開示する旨の決定及び公文書の全部を開示しない旨の決定又は開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、何らの決定もしないことについて審議を行うことであり、本件審査請求は決定の妥当性に関するものではないため、本来審議は行わない。

しかしながら、開示方法は決定に伴い通知書に記載されるため、当審査会は決定に関連する事項として、本件処分の開示方法について審議した結果、以下のように判断する。

1 開示場所について

要綱第2の1(1)では、情報公開窓口の総合窓口は、県庁本館1階県民情報センターとされている。また、要綱第2の2(1)では、総合窓口で行う事務について、本庁各課及び出先機関が保有する公文書について事務を行うとされ、開示請求に係る公文書の閲覧又は写しの交付に関することも含まれている。

要綱第5の4(1)のイでは、本庁各課が保有する公文書の開示は総合窓口で行うとされている。

なお、出先機関窓口で行う事務については、要綱第2の2(2)において、当該出先機関が保有する公文書について事務を行うとされている。

したがって、本件対象公文書は本庁に属している総務部総務課の公文書であるため、開示方法を情報公開窓口の総合窓口である、県庁本館1階県民情報センターでの閲覧とした実施機関の判断は妥当である。

2 その他

審査請求人は審査請求書において種々主張しているが、本件処分の開示方法は上記1で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。